

新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度

神奈川県・横浜市・川崎市による制度融資を活用した実質無利子（※）・無担保・返済据置期間最大5年の融資制度です。あわせて、信用保証の保証料は半額またはゼロとなります。

（※）一度利子をお支払いいただいた上で、事後にお支払いいただいた利子の返戻を受けることで、金利負担がなく実質的に無利子となる仕組みです。ただし、利子補給による実質無利子期間は当初3年間です。

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証 4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子が減免されます。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは当金庫によるつなぎ融資にて対応し、本制度融資に振り替えることが可能となる場合もございますので、詳しくは店頭窓口までご相談ください。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料 1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 6,000 万円

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補給は当初 3 年間

【融資期間】 10 年以内 【うち返済据置期間】 最大 5 年

【担保】 無担保

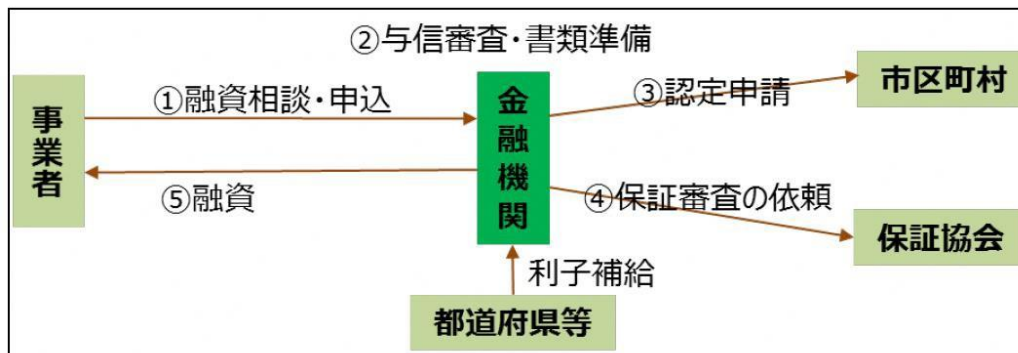
【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要
(代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既存債務の借換】

信用保証付き既存債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【金融機関によるワンストップ手続き】

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している状況下において、本制度を利用する事業者さまが手続きを効率的かつ迅速に実施することができるよう、当金庫が必要書類の事前確認や代理申請を行います。



かながわ信用金庫